

自然公園制度について

煙樹海岸県立自然公園
(煙樹ヶ浜と松林)

大塔日置川県立自然公園
(百間山溪谷・雨乞いの滝)

和歌山県には、たくさんの文化財や史跡、山岳、高原、滝、溪谷、海岸などすばらしい風景がたくさんあります。このような優れた自然景観を保護し、適正な利用をしていくためのきまりが「自然公園法」と「県立自然公園条例」です。

* 「自然公園法」は、国立公園・国定公園についてのきまり

* 「県立自然公園条例」は、県立自然公園についてのきまり

自然公園

環境大臣が指定する国立公園・国定公園、知事が指定する県立自然公園の総称です。

《各自然公園の違い》

区分	指定者	指定要件	根拠法令	行政的 管理責任者
国立	環境大臣	同一の風景型式中、我が国の景観を代表すると共に、世界的にも誇りうる傑出した自然の風景であること。	自然公園法	環境省
国定	環境大臣	国立公園の景観に準ずる傑出した自然の大風景であること。	自然公園法	県
県立	知事	県の風景を代表する傑出した自然の風景であること。	県立自然公園条例	県

《県内の自然公園》

区分	公園名	面積(ha)	所在市町村名
国立 2箇所	吉野熊野	13,111	田辺市、新宮市、みなべ町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、北山村、串本町
	瀬戸内海	482	和歌山市
国定 2箇所	高野龍神	14,042	田辺市、かつらぎ町、高野町、有田川町
	金剛生駒紀泉	2,704	橋本市、紀の川市、かつらぎ町
県立 11箇所	高野山町石道玉川峡	645	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
	龍門山	126	紀の川市
	生石高原	426	紀美野町、有田川町
	西有田	267	有田市、湯浅町、広川町
	白崎海岸	231	由良町
	煙樹海岸	1,027	御坊市、美浜町、日高町
	城ヶ森鋒尖	4,225	田辺市、有田川町、日高川町
	果無山脈	604	田辺市
大塔日置川	5,001	田辺市、新宮市、白浜町	

	白見山和田川峡	901	新宮市
	古座川	6,241	白浜町、すさみ町、古座川町

公園計画

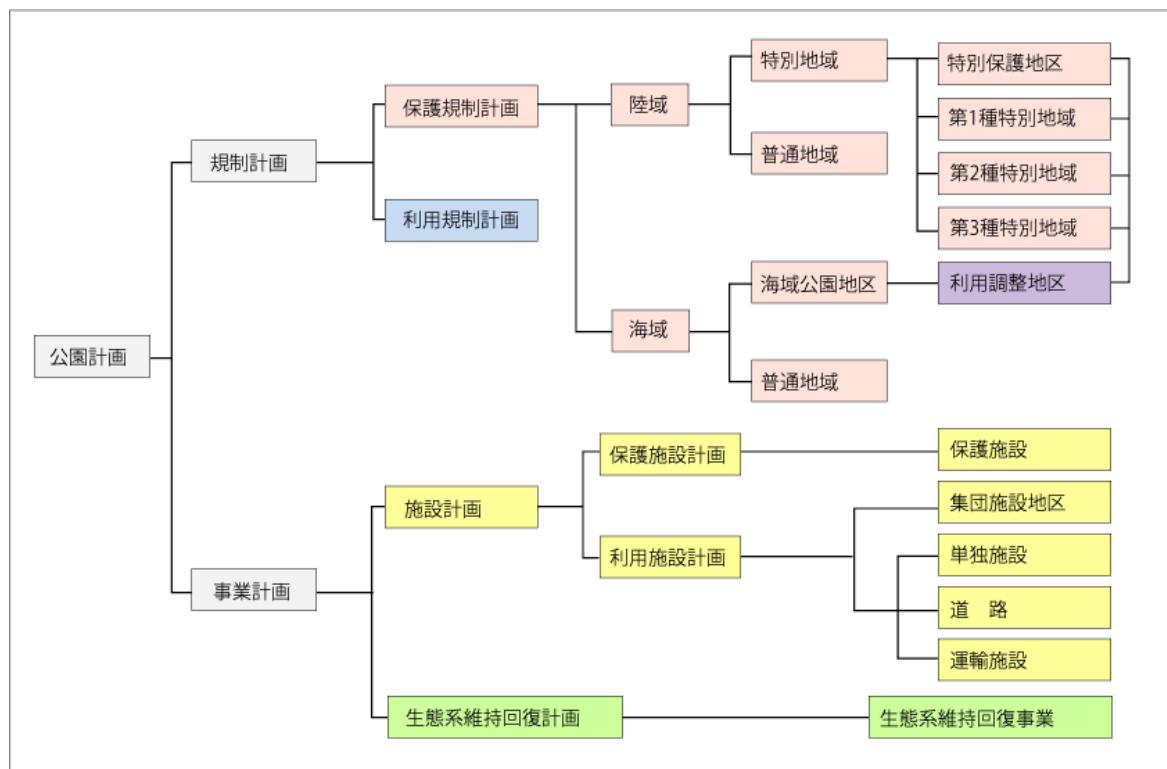
自然公園の保護と利用を適正に行うために、公園ごとに公園計画というものが定められています。この公園計画に基づいて、自然公園内の施設の種類や配置、規制の強弱（地種区分）を定めています。公園計画は「規制計画」と「事業計画」に大別されます。

■規制計画とは？

無秩序な開発や利用の増大に対して、公園内で行うことができる行為を規制することで、自然景観の保護を図るための計画です。規制される行為の種類や規模は公園の地種区分に応じて定められています。また、過剰利用によって自然環境が破壊されるおそれが生じたり、適正で円滑な利用が損なわれたりしている地域には、利用調整区分を設け、立ち入ることのできる期間や人数を制限するなどして、良好な自然景観と適正な利用を図ります。

■事業計画とは？

公園の景観や景観要素等の保護、利用上の安全の確保や適正な利用の増進、並びに生態系の維持又は回復を図るために必要な施設整備等に関する計画のことです。施設計画と生態系維持回復計画があります。



※利用調整地区は、特別地域（特別保護地区・第1種～第3種特別地域）の中で指定できます。

※県立自然公園には、特別保護地区及び海域公園地区の制度がありません。

公園事業

公園事業とは、公園計画のうち施設計画に基づいて執行する事業であって、公園の利用又は保護のための施設に関するものをいいます。利用施設には、道路・宿舍・野営場などがあり、保護施設には、植生復元施設などがあります。

自然公園の公園事業施設の整備は、公園計画において、おおよその位置や区間、整備方針が定められたのち、事業決定において、より具体的な位置や規模が定められます。

《事業執行段階における手続きの要否》

事業主体 区分	国	県	市町村	民間事業者
国立	—	同意(環境大臣)	同意(環境大臣)	認可(環境大臣)
国定	—	—	同意(知事)	認可(知事)
県立	同意(知事)	—	同意(知事)	認可(知事)

自然公園内の行為規制

規制計画に基づき、特別地域等が指定され、行為の規制が行われます。

特別保護地区、特別地域、海域公園地区内における行為については、知事（環境大臣）の許可が必要です。

普通地域内における行為については、行為着手の 30 日以上前までに知事（環境大臣）への届出が必要です。

《地域区分と規制内容》

地域区分		地域説明	規制内容
特別 地域	特別保護地区	原生的自然が残る地域など、特に厳重に自然景観を維持する必要がある地域	許可制 (開発不可)
	第 1 種	特別保護地区に準じて、現在の自然景観を極力維持する必要がある地域	
	第 2 種	良好な自然状態を保持している地域で、農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域	許可制
	第 3 種	特別地域の中では、自然景観を維持する必要性が比較的低い地域で、通常の農林漁業については、原則認められる地域	
海域公園地区		熱帯魚、さんご、海藻等の動植物によって特徴づけられる優れた海中の景観に加え、干潟、岩礁等の地形や、海鳥等の野生動物によって特徴づけられる優れた海上の景観を維持するための地区。	許可制
普通地域		特別地域と一体的に風景の保護を図ることが必要な地域	事前届出制

《規制の対象となる行為》 ※「○」は規制の対象

規制項目	特別保護地区	特別地域	普通地域
①工作物の新築・改築・増築	○ 注1	○	○ ※基準を超えるものに限る
②木竹の伐採	○ 注1	○	—
③木竹の損傷	○ ※植栽も規制あり	○ ※指定区域に限る	—
④鉱物の採掘・土石の採取	○ 注2	○ 注2	○
⑤河川・湖沼等の水位・水量の増減	○	○	○
⑥指定湖沼等への汚水等の排出	○ ※県内なし	○ ※県内なし	—
⑦広告物の掲出・設置・表示	○	○	○
⑧屋外における物の集積・貯蔵	○	○ ※指定物に限る	—
⑨水面の埋立・干拓	○	○	○
⑩土地の開墾・土地の形状変更	○	○	○
⑪植物の採取・損傷、 落葉・落枝の採取	○	○ ※指定植物の採取・損傷に 限る(県立指定なし)	—
⑫植物の植栽・種まき	○	○ ※指定区域・植物に限る (県立指定なし)	—
⑬動物の捕獲・殺傷、 卵の採取・損傷	○	○ ※指定動物に限る (県立指定なし)	—
⑭動物を放つこと	○	○ ※指定区域・動物に限る (県立指定なし)	—
⑮屋根・壁面・塀等の色彩変更	○	○	—
⑯湿原等指定区域への立ち入り	○ ※県内なし	○ ※県内なし	—
⑰車馬・動力船の使用、 航空機の着陸	○ ※道路・広場以外の 区域に限る	○ ※指定区域に限る 千里の浜(みなべ町) 王子ヶ浜(新宮市)	—
⑱火入れ・たき火	○	—	—
⑲海底の形状変更	—	—	○ ※海域公園地区周辺 1km 以内

*注1：特別保護地区内での工作物の新築等、木竹の伐採行為は、学術研究等の場合を除いて認められません。

*注2：特別地域、特別保護地区内での露天掘りによる採石行為は、学術研究等の場合を除いて認められません。

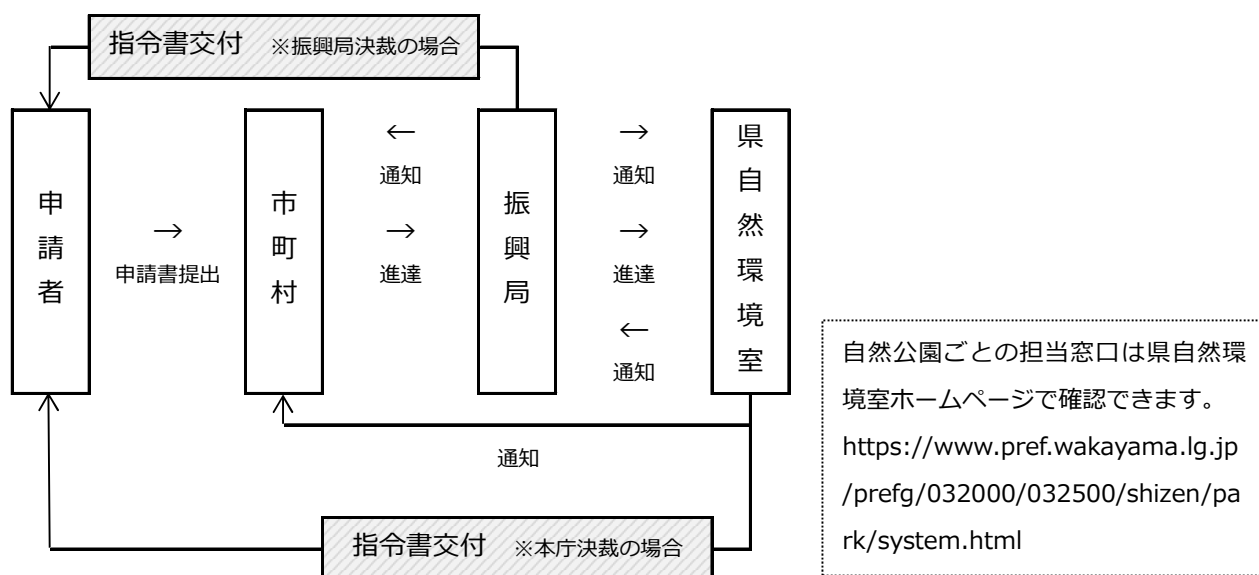
*主な工作物の届出基準（普通地域内）・・・建築物：高さ 13m 又は延べ面積 1,000 m²、鉄塔：高さ 30m

自然公園特別地域内の主な行為に対する許可基準（一部抜粋・要点）

区分		第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域																		
行為	建築物	<ul style="list-style-type: none"> ●既存の建築物の改築、建替え、災害復旧のための新築、学術研究、公益上必要と認められるもの以外は許可しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物にかかる土地の地形勾配が30%以下であること。 ●公園事業道路から20m、その他の道路及び敷地境界線から5m以上離れていること。 ●高さ13m(分譲地等内では10m)以下であること。 ●建築面積2,000㎡以下であること。 ●建ぺい率・容積率が次に示す割合以下であること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>敷地面積</th> <th>総建築面積</th> <th>総延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第2種</td> <td>500㎡未満</td> <td>10%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>500㎡以上 1,000㎡未満</td> <td>15%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡以上</td> <td>20%</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>-</td> <td>20%</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※建築面積：地上に露出した部分の水平投影面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ●その他山稜線を分断しないなど自然景観を保全するための制約がある。 	地域	敷地面積	総建築面積	総延べ面積	第2種	500㎡未満	10%	20%	500㎡以上 1,000㎡未満	15%	30%	1,000㎡以上	20%	40%	第3種	-	20%	60%	
	地域	敷地面積	総建築面積	総延べ面積																		
	第2種	500㎡未満	10%	20%																		
		500㎡以上 1,000㎡未満	15%	30%																		
		1,000㎡以上	20%	40%																		
	第3種	-	20%	60%																		
工作物の 新築 増築 改築	車道	<ul style="list-style-type: none"> ●公益上、地域住民の日常生活上又は農林漁業等のため必要であること。 ●その他盛土、残土処理、法面の選択等に制約がある。 																				
	分譲地造成	<ul style="list-style-type: none"> ●許可しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●土地の形状変更を伴わないこと。 ●一分譲区画が1,000㎡以上であること。 ●一定割合の保存緑地を残すこと。 ●20ha以下のものであること。 																			
	屋外 運動施設	<ul style="list-style-type: none"> ●許可しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●総施設面積の敷地面積に対する割合が、第2種は40%以下、第3種は60%以下であること。 ●運動施設にかかる地形勾配が10%以下であること。 ●主要道路から20m以上離れていること。 ●水平投影面積の和が2,000㎡以下であること。 																			
	風力 発電施設	<ul style="list-style-type: none"> ●許可しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●撤去計画が定められていること。 ●その他山稜線を分断しないなど自然景観を保全するための制約がある。 																			
	太陽光 発電施設	<ul style="list-style-type: none"> ●許可しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●撤去計画が定められていること。 ●発電施設にかかる地形勾配が30%以下であること。 ●公園事業道路等から20m、その他の道路及び敷地境界線から5m以上離れていること。 ●その他山稜線を分断しないなど自然景観を保全するための制約がある。 																			
	一般工作物	<ul style="list-style-type: none"> ●建替え、学術研究、公益上必要と認められるもの以外は許可しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●主要道路から20m以上離れていること。 ●展望の妨げにならないものであること。 																			
	木竹伐採	<ul style="list-style-type: none"> ●原則禁伐 	<ul style="list-style-type: none"> ●原則択伐法による。 ●風致景観上の一定の要件に応じ、単木伐採又は一定条件下での皆伐。 	<ul style="list-style-type: none"> ●要件なし。 																		
	土石採取又は鉱物掘採	<ul style="list-style-type: none"> ●坑口がこの地域にかかるもの、新規の露天掘りは許可しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新規の露天掘りは許可しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●現地形を大幅に改変するものでないこと。 																		
	広告物設置	<ul style="list-style-type: none"> ●営業・誘導のために必要なものであること。 ●5m以下、かつ、5㎡(誘導用は1㎡)以下であること。 ●強い印象を与える色彩でないこと。 																				
	土地の形状変更	<ul style="list-style-type: none"> ●学術研究、公益上必要と認められるもの以外は許可しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●集団的に建築物を建築させるための敷地造成(いわゆるヒナ段式敷地造成をいう。)でないこと。 ●ゴルフ場の造成として行われるものでないこと。 ●土砂流出のおそれのないもの。 																			

許可申請手続き

《手続きの流れ》



《必要書類》

- ✓ 申請書又は届出書
 - * 県自然環境室ホームページからダウンロード可。
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/032500/shizen/park/system.html>
 - ✓ 地形図（1/50,000 以上）
 - * 国土地理院発行地図、各市町村管内図等に記入。
 - ✓ 概況図（1/5,000 以上）
 - * 地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。（周辺の道路、住宅地、公共施設等との位置関係が明らかであれば、見取り図でも可。）
 - ✓ カラー写真
 - * 行為地全体が分かる写真、行為地の状況（現況施設等）が分かる写真、主要な展望地からの見え方が分かる写真等。
 - ✓ 行為の施行方法を明らかにした図面（1/1,000 以上）
 - * 平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図等。
 - ✓ 植栽その他修景の方法を明らかにした図面（1/1,000 以上）
 - * 植栽、修景、緑化計画平面図（植物名、緑化工法等の記載が必要）等
- ※行為の内容によって、追加資料等を求める場合があります。

申請書記載例

別記第 18 号様式 (第 22 条関係)

不要な文字を二重線で消す

特別地域内工作物新築(改築、増築)許可申請書

和歌山県立自然公園条例第20条第3項の規定により、●●県立自然公園特別地域内における工作物の新築(改築、増築)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

自然公園名を記載

平成30年●●月●●日

和歌山県知事 様

〇〇市〇〇町123-4

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

代表取
締役印

目的 ※なぜこの場所に、何のために	〇〇市〇〇町(県立自然公園第2種特別地域内)でレストランを経営していたが、道路改良工事のため移転を余儀なくされたため、申請地において店舗を新築するもの。	
場所 ※地番まで詳しく記入	和歌山県、市郡、町村、大字、小字、地番	地目
行為地及びその付近の状況 ※地形、植生、風景の構成要素等	〇〇市〇〇町234-56及び国有林〇〇営林署12林班イ小班 行為地は、〇〇川の流れる谷間に位置し、国道〇〇号線に面した休耕田及びクヌギ、アカマツ等の二次林である。付近には、国道に面して複数の店舗があり、行為地に近接して〇〇神社の境内林(天然林)及び国有林(人工林)がある。	
工作物の種類	建築物(レストラン用店舗)、付帯駐車場、プロパンガス庫	
施行方法	敷地面積 ※借地があれば、借地分の面積も記入	6,000㎡(うち、500㎡は国有林借地)
	規模	
	構造	
	主要材料	別紙に記載
	外部の仕上及び色彩	
	関連行為の概要	
施行後の周辺の取扱 ※跡地の整理、修景のための植栽等	仮設資材置き場は、工事終了後、張り芝により緑化する。仮設道路跡地は、簡易舗装を撤去後、客土し、クヌギ、アカマツ等により緑化する。	
予定日	着手	平成30年7月31日(ただし、許可の日以降)
	完了 ※必ず記入	平成31年4月1日
備考	他法令の手続き進捗状況：建築確認申請中、国有林野使用許可申請中 土地所有関係：自己所有地(5,500㎡)及び国有林(500㎡、使用許可見込みあり) 過去の許可状況：H29.10.1付け自環第〇〇号	

(別紙)

施行方法

規模	建築物 ①レストラン 水平投影面積1,200㎡ 建築面積1,190㎡ 延床面積1,600㎡ 最高高さ12.2m ②プロパンガス庫 水平投影面積20㎡ 建築面積20㎡ 延床面積19㎡ 最高高さ2.5m 駐車場 面積2,000㎡ (駐車台数40台)
構造	建築物 ①レストラン 鉄筋コンクリート (RC) 造2階建て 屋根：切妻式茅葺き ②プロパンガス庫 コンクリートブロック (CB) 造 屋根：切妻式 駐車場 アスファルトコンクリート舗装
主要材料	建築物 ①レストラン 本体：鉄筋コンクリート 屋根：茅 外壁：モルタル吹き付け (一部自然石張) ②プロパンガス庫 本体：コンクリートブロック 屋根：トタン 駐車場 舗装：アスファルトコンクリート (一部透水性舗装) 縁石：自然石及びコンクリート
外部の仕上げ及び色彩	建築物 ①レストラン 屋根：茅葺き (茶色) 外壁：モルタル吹き付け (薄茶色) 自然石張 (明灰色) ②プロパンガス庫 屋根：トタン (暗灰色) 外壁：コンクリート (明灰色) 駐車場 カラーアスファルト舗装 (黄土色)
関連行為の概要	支障木の伐採 (例1) クヌギ30本、アカマツ25本、その他30本 (例2) 伐採面積500㎡、伐採材積900㎡、伐採本数85本 (クヌギ他) 動植物の保護対策 指定植物であるバイカオウレンは全株を修景緑化計画図記載の位置に移植。その他に特に保全対策を要する動植物はない。 敷地造成 造成面積1,500㎡のうち、切土面積600㎡、盛土面積900㎡ 残土処理 残土は自然公園区域外で処理。 工専用仮工作物の設置 工専用仮設資材置き場を隣接地に造成 (地ならし程度)、施工 工専用仮設道路を新築 (L=80m、W=3m、簡易アスファルト舗装) 仮設物は施工終了後撤去し跡地を修景緑化

※これは、行為の施工方法を別紙として記す場合の方法を例示したものです。全ての場合において、これを準用すれば良いというのではなく、行為の内容に応じて記載する必要があります。一般に規模の大きな、あるいは施行方法の複雑な行為ほど記載すべき情報量は多くなります。